○関東地方整備局告示第四百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番一まで	前	一一・一六～八六・〇〇	一二・七五二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一一・一六～八六・〇〇 五一・〇〇～一七五・〇〇	三・九三四 一二・七五二 三・九三四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

六　号　つくば市稲岡字屋敷台七九〇番九地先から土浦市中村西根字又城二一四〇番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月二十日

○関東地方整備局告示第四百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市平田二丁目一九四番四から同市平田二丁目一九九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十八日

○関東地方整備局告示第四百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　七　号　渋川市半田字常法院一四七六番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十八日

○関東地方整備局告示第四百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　七　号　桶川市大字川田谷字稲荷二八八五番一地先から同市大字川田谷字稲荷二八二〇番四地先まで　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十八日

○北陸地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号及び四百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
砺波市庄川町金屋字大宮野六二〇番一から同市庄川町金屋字清水二〇三七番一まで	前	一二・〇〇～二七・六〇〇	〇・四一八
	後	一二・〇〇～二七・六〇〇	〇・四一八

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十六号及び四百七十一号　砺波市庄川町金屋字大宮野七九九番三から同市庄川町金屋字清水二〇三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十八日

○近畿地方整備局告示第二百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
栗東市六地蔵字奥山田一〇一番四地内	前	四七・四八～六二・二二	〇・〇二七
	後	三三・九六～四六・八五	〇・〇二七

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所